

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	年会費	160,000	・1名 100,000 ・以降1名 60,000	令和6年4月19日	当該法人は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、当法人が監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが有益であるため。	公社	国認定
一般社団法人 日本知的財産協会	4010005022274	年会費	250,000	・半期 125,000	令和6年5月10日	当該法人は、知的財産に関する諸制度の調査研究等を行っており、当法人が知的財産力強化にあたり、実践的かつ専門的な情報を機関誌、研修等の場を通じて得ることが有益であるため。	—	—

※ 本件の公表は、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日 行政改革実行本部決定)に基づく令和6年度第1四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】
(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。